

ちいきを つなぐ

みやぎボランティア総合センターからボランティア活動や防災活動、福祉教育などさまざまな情報を発信します

特別養護老人ホームうぐいすの里 地域住民と施設 つながりづくり

社会関係の変化や東日本大震災後の生活の変容等を背景とし、地域にお住まいの方々が抱える生活課題は多様化・深刻化を増している現在、住民同士のつながりや支え合いが改めて重要視されています。今号では、地域とのつながり作りに取り組み、特別養護老人ホームうぐいすの里(以下「うぐいすの里」)の活動を紹介します。

施設と地域の日常的なつながり

平成17年4月に開所したうぐいすの里には、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、共生型グループホーム、ケアハウスがあります。鶯沢総合支所の北側に位置し、西隣には診療所、北西には道路を一本挟んで保育所及び小学校など様々な社会資源に囲まれています。

うぐいすの里では、利用者が安心して暮らすことが出来るよう、施設と地域のつながりを大切に、従来の施設内のマンパワーのみに頼るケアではなく、地域住民とのつながりを大切にし、ながら施設ケアに取り組んでいます。施設の建物は、設計段階から住民の声を反映させ、また、施設を地域に開



▲紙飛行機教室の様子。地域の小学生と一緒に紙飛行機をつくります。

放するなど、施設が地域共有の財産となるよう様々な工夫がされています。また、定期的に行われる行事や家族との面会といった関わり方ではなく、地域の方と日常的なお茶のみの憩いの場を共有したり、地域の子ども達が宿題をするため下校後に訪れたり、施設は地域住民誰もが集うことの出来る共有の場所となっています。介護



▲交流を重ねることで顔なじみの関係に...

が必要になったら、あそこを利用すればよいと高齢者もそれを支える家族にとっても安心の出来る場となっています。またと住民の方々からたくさん声を頂いています」と同施設生活相談員の佐藤さん。地域にある社会資源を無理なく施設のケア環境に取り入れ、日常的に地域との関わり方の工夫をしています。

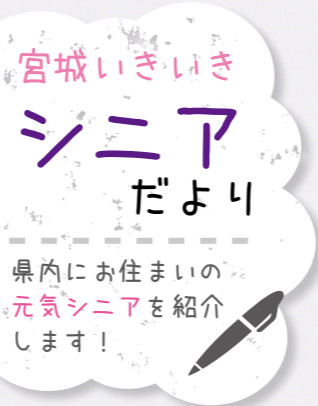
認知症サポーターの育成

うぐいすの里では、毎年、地区の住民や中学生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。「この養成を通じて、鶯沢地区の全ての中学生を含む多くの住民が認知症サ

ポーターとなり、これをきっかけに地域の社会資源となり改めて施設の関わりを深めることにつながっています」と佐藤さん。その後も、施設で養成したサポーターは施設や学校での行事の中で活躍しています。また、「取り組みを通じて地域住民への認知症の理解につながっています」とも話されました。

新たな地域づくりに向かって

仮設住宅から復興公営住宅への転居が始まっています。そのため、地域住民同士が互いに支え合い住みよい地域をつくるための関係づくりがますます必要になります。私たちは「つながりあうこと」をあきらめるのではなく、「となりの人を気づかう」という、当たり前のことがさりげなく行われる地域づくりを大切にしていかなければならないでしょう。また、地域にある社会福祉施設には「地域づくり」も視野に入れた新たな役割が求められているのではないのでしょうか。



地域への幅広いボランティア活動を 宮城いきいき学園大崎校卒業

平成21年3月、卒業と同時に同期生会を結成し、会員に計り、学園で学んだことに加えて、自分らのお得意芸をも入れて、地域社会に貢献すべくボランティア活動を決議しました。最初は手探りの状態でしたが、翌年からは活動の成果もでてきました。



増え、スムーズに行うことができるようになってきました。コーラスとフラダンスは講師を迎え、月2回の練習です。いずれも男女の混成です。他では混成メンバーが少ないので、大変喜ばれております。約1時間の演技です。この演目内容は、民謡、コーラス(男女)、フラダンス(男女)、手品、手踊り、最後に会場のみんなど歌います。

この他、私の園芸資格を生かしての園芸ボランティア(庭木の剪定、花壇整備、園芸相談、除草など)チームも活躍しております。今後このような専門分野に對しての要望も多くなると思います。このような活動は我々同期生の親睦と健康増進にもなっております。全員参加をモットーとしておりますので、コミュニケーションの一助になっております。これからもより広く施設などへ登録をし、活動してゆく所存です。

相談 Q&A

社会福祉施設 経営相談の相談事例をご紹介します。

施設内での骨折事故、施設側の過失について

相談 利用者が施設内で転倒し、骨折した場合に施設側の過失を問われるとしたら、どのようなことが考えられるでしょうか。

回答 施設は、介護に関する専門性を要するサービスを提供しているのので、裁判では、損害賠償の責任を負わされることが少なくありません。債務不履行、不法行為の責任が問題となります。安全配慮義務違反、注意義務違反(過失)、施設設備の瑕疵(安全の欠如)の有無が分岐点となります。

従って、施設は、安全な施設設備を整えるとともに、個々の利用者の心身の状況を的確に把握しなければなりません。施設内で骨折事故が予見できなかったかどうか、あるいは防止のしようがなかったのかどうかによって責任の有無が変わります。

例えば、過去や他の利用者には事故がなく、ある人に限り事故となったというだけでは、責任がないとは言えません。施設の介助の申し出を利用者が断って転倒した場合など、利用者側にも落ち度がある場合、過失相殺となります。



施設は、日頃から多様な事故の発生を想定して、未然防止のための適切な対策を講じておくことが肝要ということになります。

そのために施設の維持管理に係る全体的な事故防止はもとより、個別の行動についての詳しい情報の把握と共有、個別の事故防止対策を講じ、その確実な実施を図ることが必要です。

※過失相殺:
事故などによる損害賠償責任が認められる場合に、債権者(被害者)にも落ち度があるときは、その程度に応じ損害賠償の額を一定割合で減額すること。

○社会福祉事業の経営相談に応じます
相談は、土日祝祭日を除く9時から16時まで、主に電話・FAXで受け付けています。専門相談員として、弁護士(法律)・公認会計士(会計)・社会保険労務士(労務)等が対応します。専門相談員への相談は事前予約制となり、相談日時は、当センターで調整しますのでご連絡ください。相談は無料です。

※詳細は、本ホームページを検索、または当センターへお問い合わせください。

総合相談センター
TEL 022-2900-1210
FAX 022-715-8507

